**身体拘束等適正化のための指針**

社会福祉法人マーシ園

１　身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

　　身体拘束は、利用者及び入所者の生活の自由を制限するものであり、利用者及び入所者（以下、利用者等という。）の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

（具体的な考え方）

1．身体拘束は廃止すべきものである。

2．廃止に向けて常に努力する。

3．安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。

4．身体拘束を許容する考え方はしない。

5．全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。

6．身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。

7．利用者等の人権を最優先する。

8．福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。

9．身体拘束の廃止に向けてあらゆる手段を講じる。

10．やむを得ない場合、入所者等及びご家族の方に対する十分な説明を行って、身体拘束を行う。

11．身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない。

２　身体拘束廃止に向けた体制

（1）身体拘束等適正化検討委員会の設置

　 当法人は、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束等適正化検討委員会」（以下、「適正化委員会」という。）を設置する。

適正化委員会は、年２回以上定期的に開催し、次のことを検討、協議する。

　　①身体拘束等適正化に関する指針等の見直し

　　②発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。

　　③身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

　　④教育研修の企画・実施

　　⑤日常的ケアを見直し、利用者等に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

（2）適正化委員会の構成員及びその運営

　　 適正化委員会委員は、虐待防止委員会委員をもって構成し、一体的に運営する。

（3）記録及び周知

　　 適正化委員会での検討内容を適切に作成、説明、保管するほか、結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底する。

３　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

　　当法人では、介護従事者、その他従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年１回以上実施する。

　　研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成する。

４　緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

（1）３要件の確認

　　①切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと）

　　②非代替性（身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと）

　　③一時性（身体拘束が一時的なものであること）

（2）要件合致確認

　　 利用者等の態様を踏まえ、適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして、適正化委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

（3）記録等

　　 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、以下の項目について具体的に利用者等及びご家族等へ説明し、書面で確認を行う。

　　①拘束が必要となる理由（個別の状況）

　　②拘束の方法（場所、行為（部位・内容））

　　③拘束の時間帯及び時間

　　④特記すべき心身の状況

　　⑤拘束開始及び解除の予定

５　身体拘束等に関する報告

　　緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者等の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（３要件の具体的な再検討）を行う。

６　利用者等による本指針の閲覧

　　本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者等やご家族が閲覧できるように施設への掲示や当法人のホームページに掲載する。

７　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

　　身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む。

1．マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。

2．事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。

3．障害者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。

4．障害等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。

5．支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

　　附　則

この指針は、令和４年６月３日から施行する。